2026年12月25日より

こどもたちを
性暴力からまもる
新しい制度が
始まります



教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者に求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認**　など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**
放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



認定対象

- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ☑ 法で定められた**性暴力防止のための取り組みが求められます。**
 （義務対象事業者と同様の取り組み）
- ☑ 事業者の**認定の有無を保護者**など**が確認できる**ようになります。
 （こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます）
- ☑ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
 （認定事業者マーク）



教育・保育 などを行う 事業者 の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。
こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、
法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。
手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら

こどもまんなか
こども家庭庁